

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって、平成二十年五月二十三日付けで庄原赤十字病院労働組合執行委員長宇山佳須美から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。

平成二十年六月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 争議行為の目的

夏季一時金の要求

二 争議行為の日時

平成二十年六月六日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

庄原赤十字病院において、庄原赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。